

令和6年第1回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和6年2月22日 開会

令和6年2月22日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示	
第1号（2月15日）	
○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○報道機関等の撮影許可	3
○広域連合長あいさつ	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定について	4
○一般質問	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議決事件の条項、字句等の整理	28
○閉会	28
○会議録署名	29

令和6年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和6年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月15日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 上村 英司

記

1 期 日 令和6年2月22日（木）午後2時00分

2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員（22名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	6番 木内 吉英
8番 清水 敏行	9番 金丸 寛	11番 内田 倫弘
12番 相沢 俊行	13番 薬袋 正	14番 高尾 貫
15番 米山 久志	16番 山下 利彦	17番 遠藤 高芳
18番 小林 和良	20番 白井 勝光	21番 梅原 浩一
24番 三浦 秀康	25番 倉沢 鶴義	26番 中川 勇
27番 守屋 旭		

不応招議員（5名）

7番 小池 伸吾	10番 山田 宏司	19番 河住 保茂
22番 天野 弥一	23番 高村 明成	

令和6年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年2月22日（木）午後2時00分開会

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 一般質問

日程第4号 議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

日程第5号 議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6号 議案第3号 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会
計補正予算（第2号）

日程第7号 議案第4号 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高
齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第8号 議案第5号 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会
計予算

日程第9号 議案第6号 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高
齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第9まで議事日程と同じ

出席議員（22名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	6番 木内 吉英
8番 清水 敏行	9番 金丸 寛	11番 内田 倫弘
12番 相沢 俊行	13番 薬袋 正	14番 高尾 貫
15番 米山 久志	16番 山下 利彦	17番 遠藤 高芳
18番 小林 和良	20番 白井 勝光	21番 梅原 浩一
24番 三浦 秀康	25番 倉沢 鶴義	26番 中川 勇
27番 守屋 旭		

欠席議員（5名）

7番 小池 伸吾	10番 山田 宏司	19番 河住 保茂
22番 天野 弥一	23番 高村 明成	

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	上村 英司	副広域連合長	長田 富也
事務局長	尾形 武徳	事務局次長	渡邊 滋人
業務課長	金子 智奈美	会計管理者	石川 祐実
保健事業担当リーダー	山下 慎介	資格管理担当リーダー	樋川 雄貴
給付担当リーダー	神谷 智則		

事務局職員出席者

書記長 雨宮 幸司 書記 佐藤 紗世 書記 渡辺 晃志

【開 会】

開会 午後2時00分

●議長（木内吉英）

ただいまから、「令和6年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

【諸般の報告】

●議長（木内吉英）

議員定数27人のうち、本日の出席議員は22名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程に入る前に、ご報告申し上げます。

7番 小池伸吾議員、10番 山田宏司議員、19番 河住保茂議員、23番 高村明成議員より欠席の届け出が、ございました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告は、お手元に配布のとおりでございます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

【報道機関等の撮影許可】

●議長（木内吉英）

報道機関等から、写真撮影等の申し出がございます。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（木内吉英）

異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長（木内吉英）

ここで、上村広域連合長から、発言の申し出がございますので、これを許可いたし

ます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

上村広域連合長。

○広域連合長（上村英司）

皆様、こんにちは。広域連合長の上村英司でございます。

令和6年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年の通常国会において「健康保険法等の一部改正」があり、出産育児一時金の一部を後期高齢者医療制度から支援しますことや高齢者負担率の見直しなどがあり、本年4月1日に施行となっております。

こうした中、今年度は、令和6・7年度の保険料率の見直し年度であります。団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に加入し始めたことにより、令和8年度までは大幅な被保険者の増加が予想されており、医療の高度化や医療関係者の人材不足に伴う人件費の増加などもあり、医療給付費は今後も増加することが推計されております。厳しさを増す後期高齢者医療制度でございますが、制度を安定的に維持するためには必要な部分に関しまして、被保険者の皆様にも必要なご負担をお願いしたいと考えております。

詳細につきましては、2月8日に開催されました議員全員協議会で事務局より説明をさせていただいたとおりでございますが、今後とも、関係機関等と連携を密にし、後期高齢者の皆様が安心して医療が受けられますよう、なお一層の努力をしまる所存でございます。

また、皆様の健康増進を図るため、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施など、保健事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

今定例会では、「条例の一部改正」の他、「令和5年度一般会計及び特別会計補正予算案」、「令和6年度一般会計及び特別会計予算案」の6議案をご提案させていただきます。

何とぞ十分にご審議をいただき、御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。あいさつとさせていただきますと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

【日程第1 会議録署名議員の指名】

●議長（木内吉英）

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番 薬袋正議員、14番 高尾貫議員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定について】

●議長（木内吉英）

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（木内吉英）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 一般質問】

●議長（木内吉英）

次に、日程第3「一般質問」を行います。

質問と答弁は、1問ずつ行います。

議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め30分以内とし、自席にてお願いいたします。また、関連質問は、認めないこととなっております。

24番 三浦秀康議員から通告がございましたので、発言を許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

24番 三浦秀康議員。

●24番議員（三浦秀康）

24番、三浦秀康。

超過死亡増加に対する調査・分析・対策について、質問させていただきます。

昨年6月に「山梨県知事 人口減少で非常事態宣言」の見出しが、新聞各社の紙面に掲載されました。厚生労働省の発表する人口動態統計の超過死亡数は戦後最大の数値を更新しております。超過死亡とは予測される値を実際に超過した死者数で戦争、災害、感染症などの規模を示すものであります。

記憶に新しいところでは、2011年の東日本大震災で、約5万6千人の超過死亡が戦後最多を更新しました。翌年からは、通常通りの1万から2万人の超過死亡で推移しておりましたが、WHOから新型コロナのパンデミック宣言が出されました2020年の超過死亡は、マイナスの8千300人、つまり予測値より人口の増えた年になりました。

その後、2021年には6万7千人の超過死亡が出て戦後最多を更新し、2022年は12万9千人の超過死亡でさらに戦後最多を更新。2023年も2022年を上回る死亡数で推移しています。

遡ること第二次世界大戦時の東京大空襲では、1944年から約1年間に106回の空襲により、11万5千人以上の方が亡くなりました。対して、2022年の日本人の総死者数は156万9千人で超過死亡は東京大空襲を超える12万9千人です。ちなみに、新型コロナ関連の死者数は、4万7,638人です。

いったい何が起きているのでしょうか。

この超過死亡増加の裏には、後期高齢者医療を受けられる方々も多大に増えていることは、容易に受けて取れます。

当広域連合としても調査・分析をし、早急に対策を立てることが急務と思われれます。

執行部の見解をお尋ねいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

三浦秀康議員からいただいております「超過死亡増加に対する調査・分析・対策」に関する一般質問について、お答えをいたします。

近年の超過死亡増加の主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症が挙げられておりますが、国においてもどのような原因で超過死亡が増えているのか具体的には把握できていないのが実情でございます。

そのため、当広域連合といたしましても、死因の直接的な因果関係を特定する調査、分析の実施は困難であると考えておりますが、死亡被保険者数や疾病ごとの医療費の傾向を掴み、分析することは可能であります。

現在、策定しております「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」では、まさしく疾病ごとの医療費の傾向を分析する中、高齢者が自身の健康状態を知り、自ら予防治療に繋げていくことで、元気に、力強く、生きがいを持って生活できる社会を形成するために必要なプランとなっております。

令和6年度には、全市町村が実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組を、市町村や関係機関と連携しながら進めていくことで、プランの実効性を確保しながら、健康寿命の更なる延伸に寄与してまいりたいと考えております。

また一方で、将来、地域医療を支える子供達がひとりでも多く生まれる社会を構築していく必要があります。令和6年度から創設されました全世代で応分の負担を行う出産育児支援金も非常に重要な施策であると考えております。

いずれにいたしましても、後期高齢者医療制度上では、どちらの事業、施策も欠くことができないほど密接に関連しているため、今後も引き続き、これらの事業、施策を中心に実施しながら、安定的な事業運営に努めていく所存でございます。

以上です。

●議長（木内吉英）

これより、三浦秀康議員の再質問を許します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

24番 三浦秀康議員。

●24番議員（三浦秀康）

24番三浦秀康。

超過死亡というところで質問していますが、この現象をどのように捉えるかによりましては、今回も含め、これからの後期高齢者広域連合の予算の組み立ても大きく変えていく必要があると思います。ぜひ、この異常な超過死亡の原因の調査・究明をしていただき、対策を国民、県民に周知していただきたいと再度お願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

●議長（木内吉英）

続きまして、5番 藤本実議員から通告がございましたので、発言を許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

5番 藤本実議員。

●5番議員（藤本実）

大月市の藤本実でございます。保険料率の改定について質問させていただきます。

初めに、改定の影響への配慮について質問します。

保険料は加入者全てにかかる均等割と一定の所得のある人にかかる所得割の二段階課税になっていますが、改定の影響を最も受けるのは、所得割がかかる境界にある人たちです。年153万円、月12万7千500円を上回る収入のある人から、所得割がかかるため、高所得者といえない人が大きな負担をすることになります。

保険料率改定の必要性については、全員協議会で事前に詳しく聞いているので、現行の制度上はやむを得ないということは理解したいと思いますが、所得割が課税される被保険者への軽減措置がなければとても承知できません。当局の考えをうかがいます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

藤本実議員からいただいております「保険料率の改定」に関する一般質問について、お答えをいたします。

初めに「保険料率改定の影響への配慮について」でございます。

今回の保険料率の改定につきましては、「均等割額が9,790円、所得割率が2.81ポイントそれぞれ増加」という内容になっております。

この理由といたしましては、「団塊の世代の加入による被保険者数の増加」、「被保険者1人にかかる医療給付費の大幅な増加」という当広域連合の状況と、「出産育児支援金の導入」、「後期高齢者負担率の変更」という国の制度改正によるものとなっております。

また、国は、制度改正について、均等割のみ負担している低所得者に影響が及ばないように、賦課限度額と所得割比率の引上げで賄うこととしております。

ご質問をいただいております課税境界の被保険者への軽減措置につきましては、国の制度改正による部分について激変緩和措置を講じることとなっており、基礎控除後の総所得額等が58万円を超えない被保険者に係る所得割につきましては、令和6年度の所得割率は0.91ポイントを減じた「10.20パーセント」で賦課することとなっております。

また、低所得者の均等割保険料の軽減判定所得の基準額につきましても、今回の改正により軽減対象を拡大することとなっております。以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

藤本実議員。

●5番議員（藤本実）

制度改正において激変緩和措置が盛り込まれているということでしたが、再質問をお願いします。

年156万円、月13万円の年金の人はどのような影響と軽減を受けるのでしょうか。具体的な現行保険料、改定後保険料、令和6年度中の軽減後の保険料をお示しくください。

また、制度発足当時と比べて、いくら引き上げられるのでしょうか。2008年当時の保険料と比較して影響をお示しくください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

藤本議員からの再質問についてお答えをさせていただきます。

単身の公的年金受給者で月12万5千000円、年間で153万円の収入の方の場合、均等割が7割軽減に該当するため、現行の保険料は年間1万2,290円、令和6年・7年度では、年間1万5,230円となり、2,940円の増額となります。

これに対して、同じく単身の公的年金受給者で、所得割のかかる月額13万円、年間で156万円の収入の方の場合、現行の保険料は年間1万4,780円ですが、改定後の保険料は、1万8,560円となり、3,780円の増額となります。しかし、令和6年度は激変緩和措置により270円が減額されるため、1万8,290円となります。

次に、後期高齢者医療制度が発足した平成20年度当時の保険料につきましては、保険料率が均等割3万8,710円、所得割が7.28パーセントでありましたが、制度施行にあたり保険料軽減の特例措置を実施してまいりました。

このため、年間の保険料は、153万円の公的年金収入の方の場合、均等割が8.5割軽減の特例措置に該当し、保険料の年額は5,800円となり、令和6年度との差額は、9,430円となります。

年間で156万円の公的年金収入の方の場合は、所得割も5割軽減の特例措置に該当するため、保険料の年額は6,890円となり、令和6年度との差額は、1万1,400円となります。以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

藤本実議員。

●5番議員（藤本実）

所得割がかかる人とかからない人の保険料の差は、改定前は2,490円、改定後は3,330円、令和6年度は270円減額されるので3,060円です。懸念した差にはならないようです。

この15年間、後期高齢者医療保険料は二年ごとに改定され、全国平均でも年1万円以上の引き上げがされています。本県でも、改定後には年156万円の収入の方で、発足時と比べ11,400円の引き上げとなります。今回は特に、物価高騰と年金削減にあえぐ高齢者にさらなる痛みを強いる何とも無慈悲な保険料引き上げとなります。議員個人としてはとても了解できるものではありませんが、制度である以上、自治体代表の立場としては保険料改定を受け入れざるを得ないと考えます。しかし、逆に当局の立場を問いたい。加入者、被保険者の立場に立って、際限ない引き上げを阻止するため、国等の公費負担の割合を増やすなど、抜本的な制度改正を含めた要請をする考えがあるかどうか。今後も、加入者が増えるため保険財政が厳しい状況になるのは目に見えています。当局の考えをうかがいます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

「公費負担割合増への要望につきまして」お答えをさせていただきます。

制度改正を含めた要望につきましては、例年、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、年2回、国へ「後期高齢者医療制度に関する要望書」を提出しております。

昨年は、春と秋に「被保険者の保険料負担や市町村の公費負担が過度なものとならないよう、国による新たな仕組みづくりや財政支援を行うこと」並びに「低所得者の生活に影響を与える保険料とならないよう、軽減の拡充を行うこと」を要望致しました。

令和6年度以降も引き続き、制度改正を含め財政支援の拡充要望を継続していきたいと考えております。以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

藤本実議員。

●5番議員（藤本実）

国に対し、毎年要望しているということでした。了解いたしました。今後も加入者・被保険者の側に立ち、しっかり汗をかいていただくことを要請いたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

【日程第4 議案第1号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第4 議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等のため、所要の改正をするとともに、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、給与表を改正するものであります。

内容につきましては、渡邊事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

それでは、議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布等に伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容としましては、3点ございます。

1点目、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給すること。

2点目、期末手当の支給割合を変更すること。

3点目、会計年度任用職員の給与について、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じ、別表第1の給料表を改定するものでございます。

2ページをご覧ください。2ページから6ページまでは改正文となります。

第2条第1項では、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加え、改めるものです。

第4条第2項では、適用する条項に改めるものでございます。

第12条1項では、期末手当を支給する対象者を具体的に『任期の定めが6ヵ月以上のフルタイム会計年度任用職員』とするとともに、支給割合を「100分の122.5」に改めるものであります。

第12条の4第1項から第5項まではフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し、新設する条項であります。

第1項では、勤勉手当の支給方法と支給日について定めるものであります。

第2項では、勤勉手当の額の定め方のほか、勤勉手当の総額の上限について、定めるものであります。

第3項では、勤勉手当の基礎となる基礎額の算出方法について定めるものであります。

第4項では、フルタイム任用職員の期末手当の非該当要件について、勤勉手当にも準用するものとして定めるものであります。

第5項では、フルタイム任用職員の期末手当の支給する任期を勤勉手当にも準用するものとして定めるものであります。

第20条第1項では、条項の削除、適用する条項を改めるものであります。

第20条の2第1項から第5項まではパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し、新設する条項であります。基本的には、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当を準用するものでございます。

4ページ中段から6ページにつきましては事務職、専門職の給料表となっており、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じ、改定しております。

条例の施行日につきましては、令和6年4月1日となります。

以上、議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって「議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第5 議案第2号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第5 議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

「高齢者の医療の確保に関する法律」第104条に基づき、令和6年度及び令和7年度の保険料率を改定すると共に、同法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行され、保険料の賦課限度額が引き上げられるため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、金子業務課長より説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

議案第2号「山梨県後期高齢者広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

議案の7ページをご覧ください。

提案理由ですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、「出産育児支援金の導入」と「高齢者負担率の引き上げ」に併せて、当広域連合で必要とする医療給付費を見込んだ令和6年度及び令和7年度の保険料率の改定を行うとともに、被保険者の負担能力に応じた保険料負担を求める観点から負担限度額を引き上げるなどの所要の改正を行うものです。

8ページをお願いいたします。

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改めるものです。

令和6年度・7年度の保険料率について、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和6・7年度2年間の財政運営期間の費用と収入を見込んで、保険料率を算定した結果、均等割額は現行の4万980円から9,790円増の5万770円、所得割率は現行の8.30パーセントから2.81ポイント増の11.11パーセントとなりました。

このため、第7条では、規定する所得割率について、「令和4年度及び令和5年度」

を「令和6年度及び令和7年度」に改め、所得割率を「100分の8.30」から「100分の11.11」に改めるものです。

また、第8条では、規定する均等割額について、「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に改め、均等割額を「4万980円」から「5万770円」に改めるものです。

第9条につきましては、被保険者の負担能力に応じた負担とする観点から保険料の賦課限度額を現行の「66万円」を「80万円」に引き上げるものです。

なお、この賦課限度額の引き上げにつきましては、附則で6年度中の激変緩和措置が設けられております。同じページの下から9行目となります。

経過措置3になります。(1)で昭和24年3月31日以前に生まれた方、つまり令和6年3月31日までに75歳になっている方と、(2)では、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者になっている方につきましては、「80万円」の賦課限度額を令和6年度中は「73万円」とするものです。

次に第11条ですが、保険料の賦課総額を規定する第11条第1号に、法改正等に基づき出産育児一時金の費用の一部を負担する「出産育児支援金」と感染症流行の初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とするための費用である「流行初期医療確保拠出金等」を新たに加えるとともに、同条第3号では、制度改正により低所得層の保険料負担が増加しないよう、制度改正前の均等割と所得割の比率「50対50」に対し、所得割率を引き上げ「48対52」にするものです。

次に、第13条ですが、低所得者の均等割保険料を軽減する所得判定の基準について、対象世帯の被保険者数に乗ずる金額をそれぞれ引き上げ、対象の拡大をするものです。

5割軽減について規定する第13条第1項第2号においては、「29万円」を5千円引き上げ「29万5,000円」に、2割軽減について規定する同条同項第3号においては、「53万5,000円」を1万円引き上げ「54万5,000円」に改めるものです。

附則でございます。

この条例の施行期日ですが、すべて令和6年度からの適用となりますので、賦課期日の令和6年4月1日から施行となります。

なお、この条例による改正後の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用され、令和5年度までの保険料については改正前の内容での適用となりますので、経過措置においてそれを定めております。

また、9ページの附則の項以降では、今回の制度改正による低・中所得者への負担軽減のための措置といたしまして、「令和5年度の基礎控除後の総所得額等が58万円を超えない者」に対する令和6年度中の所得割率については、賦課限度額を「67万円」とし、所得割率については制度改正による上昇分を除いた「100分の10.20」を適用することで、激変緩和を講じることとしております。

以上が、議案第2号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第2号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって「議案第2号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第3号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第6 議案第3号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第3号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ5千856万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億643万1千円とするものであります。

内容につきましては、渡邊事務局次長よりご説明を申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

議案第3号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」ご説明させていただきます。

「令和6年第1回定例会 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議案」11ページから15ページが補正予算書となっておりますが、議案ではなく、「資料1 山梨県後期高齢者医療広域連合令和5年度補正予算説明書」に内容の詳細を載せておりますので、こちらで説明させていただきます。

はじめに歳入についてご説明いたします。資料1の6ページ、7ページをご覧ください。

1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町村負担金」1節「事務費負担金」を29万6千円減額し、5億2千677万8千円とするものであります。

これは、国が進めている情報のクラウド化に併せて今年度中に国において次期標準システムをリリースし、運用していく予定でありました。しかしながら、次期標準システムのリリースが大幅に遅れてしまったことによって、機器端末も現状のものを再度リースすることとなったため、単価が安くなることによる減額となります。

続きまして、2款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」1節「利子及び配当金」を3千円増額し、4千円とするものであります。

これは、財政調整基金の定期分の利息が増えたものであります。

3款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」1節「財政調整基金繰入金」を5千827万円減額し、5千934万4千円とするものであります。

これは、国が進めている情報のクラウド化に併せ、標準システム導入に必要な機器更改の費用や情報セキュリティの外部監査にかかる費用分を財政調整基金を取り崩して、繰り入れる予定でありましたが、標準システムのリリースが延期になったため、減額となります。

歳入合計、補正前の額6億6千499万4千円、補正額5千856万3千円の減、計6億643万1千円となります。

次に歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」12節「委託料」を150万円減額し、1億7千524万2千円とするものであります。

これは、国が進めている情報のクラウド化に併せ、標準システムに必要な情報セキュリティの外部監査を行う予定でありましたが、標準システムのリリースが延期になったため、減額となります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」27節「繰出金」を5千706万6千円減額し、4億677万円とするものであります。

これは、国が進めている情報のクラウド化に併せ、標準システムに必要な機器更改の費用やリース費用を特別会計へ繰り出す予定でありましたが、標準システムのリリースが延期になったため、減額となります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」24節「積立金」を3千円増額し、2千178万円とするものであります。

これは、財政調整基金の定期分の利息が増え、積み立てるものであります。

歳出合計、補正前の額6億6千499万4千円、補正額5千856万3千円の減、計6億643万1千円となります。

以上で、議案第3号「令和5年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第4号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第7 議案第4号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第4号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ13億1千39万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を1千151億3千67万6千円とするものであります。

内容につきましては、金子業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

議案第4号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1千39万1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千151億3千67万6千円とするものです。

この補正予算は、国等の内示通知、提出実績と給付実績の伸びを当てはめて見込み、給付の伸びに伴う保険料の不足分につきましては、県の財政安定化基金の借入金を算入したものとなっております。

内容につきましては、別冊「資料1」の補正予算説明書で行わせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算説明書の16・17ページをお開きください。

節で増減するところを主に説明します。

歳入でございます。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」1億4千972万7千円の増額は、負担金見込額の増額に伴うものです。

3目・1節「保険基盤安定負担金」4千328万1千円の減額は、負担金額の確定に伴うものです。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」4億4千918万1千円の増額は、負担金見込額の増額に伴う補正となります。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」3千706万1千円の増額も、負担金見込額の増額に伴う補正となります。

2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」8億7千175万6千円の減額は、事業の実績見込みに伴う減額補正となります。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1節「健康診査事業補助金」100万円の増額は、歯科健診事業の実績見込額の増額に伴う補正となります。

5目・1節「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」1千円の減額は、標準システム機器更改の延期に伴う補正となります。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」1億4千972万7千円の増額は、市町村負担金と同様に、負担金の見込額の増額に伴う補正となります。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」3千706万1千円の増額も、国庫負担金と同様に、負担見込額の増額に伴う補正となります。

3項「県補助金」1目「後期高齢者医療保健事業補助金」1節「健康診査事業補助金」100万円の増額も、国庫補助金と同様に、歯科健診事業の実績見込額の増額に伴う補正となります。

4款・1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」8億5千467万円の増額は、交付見込額の増額に伴う補正となります。

5款・1項・1目・1節「特別高額医療費共同事業交付金」355万3千円の増額も、交付見込額の増額に伴う補正となります。

18・19ページにまたがりますが、6款「財産収入」1項「財産運用収入」1目・1節「利子及び配当金」1千円の増額は、保健事業等支援基金の利子の増額となります。

7款「繰入金」1項・1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」5千706万6千円の減額は、標準システム機器更改が来年度に延期になったことに伴う事務費の減額等によるものです。

2項「基金繰入金」1目・1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」1億9千78万2千円の減額は、当初予算作成時には基金の取り崩しを予定しておりましたが、昨年度末の給付費の支払いの際に既に取り崩し済のため、減額するものです。

2目・1節「保健事業等支援基金繰入金」970万3千円の減額は、市町村からの保健事業の実績見込みの報告に伴い、減額するものです。

9款・1項・1目・1節「県財政安定化基金借入金」7億9千999万9千円の増額は、医療給付費の想定以上の増加に伴い、本来保険料で充てるべき不足分について、県の財政安定化基金から8億円を借り入れるものです。

20・21ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、5千651万7千円の減額です。

内容といたしましては、今年度予定しておりました標準システムの機器更改が来年度に延期になったことに伴う、システムの導入・構築委託料、独自カスタマイズ仕様構築委託料などの委託料の減額が5千63万8千円。標準システムのサーバー共

同使用料が670万4千円の減額となります。

また、医療給付費の増加に伴い、診療報酬の資格確認件数が増加したため委託料を82万5千円増額し、合計で5千651万7千円の減額となっております。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」です。

1目「療養給付費」は、財源更正となっております。

2目「訪問看護療養費」1億1千500万円の増額は、実績見込による増額です。

新型コロナ及びインフルエンザ等の流行により、病院受診よりも訪問看護の需要が増加したためと思われます。

5目「審査支払手数料」246万円の増額は、レセプト件数が当初の見込みより増加したための増額です。

22・23ページにまたがりませんが、2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」13億100万円の増額は、令和4年10月からの窓口負担割合2割開始に伴う配慮措置により、高額療養費が大幅に増加したことによる増額です。高額療養費が13億円、高額外来年間合算が100万円です。

3項「その他医療給付費」1目「葬祭費」は、450万円の増額です。申請件数が当初の見込みより増加しているため、1件5万円を90件分増額するものです。

3款・1項・1目「特別高額医療費共同事業拠出金」は、財源更正です。

24・25ページにまたがりませんが、4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」200万円の増額は、市町村の歯科健診受診者の増加に伴う補正です。

2目「その他健康保持増進費」は、7千880万円の減額です。内容といたしましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の業務委託料の減額8千100万円と、健康診査の追加項目対象者の増加による220万円の増額で、いずれも市町村からの実績見込みによるものです。

5款・1項「基金積立金」2目「保健事業等支援基金積立金」1千674万8千円の増額は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の市町村への委託料の減額に伴い、保健事業へ充てる予定であった特別調整交付金のインセンティブ分を基金へ積み立てるものです。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」1目「保険料還付金」400万円の増額は、市町村の還付実績に基づく増額です。

以上が議案第4号 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第4号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

5番 藤本実議員。

●5番議員（藤本実）

ただ今の説明で資料1の16ページになるのですがけれども、今回補正を組まなくてはいけないということの中で、県の財政安定化基金の借入金を8億円借りるとい

うこととなります。それで、歳入がどうなっているのかということで、16ページを見ると、国庫補助金の調整交付金がマイナス8億円ということで、見込み違いの減額になったために、不足が生じたという風にも読み解けるのですけれども、その辺の関係はどうなのかということを確認したいと思います。

それと、県補助金が、支出が多くなることとの関係で、借入金をする以前にこの県補助金というのを増やしていただくようなことはできなかったのかなというようなことです。

借金までしなければ賄えないと、こういう財政の厳しい状況が前回全協でも訴えられました。ついては、保険料の改定は致し方ないとかこういうお話もあったわけですが、補正予算を見ると、この国庫補助金の減額、これがどういうことだったのか、県補助金をそれに合わせて増やしていただくようなことはできないのか。この辺について、説明をお願いしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

はい、お答えさせていただきます。

確かに医療費の方が増えまして、財政安定化基金から8億円借りるという形になっております。

調整交付金の方は確かにこちらの方で想定したよりも入ってこないという形になりましたが、今回足りなくなった部分というのは、先ほど補正予算の説明でさせていただきましたが、当初、後期高齢者医療給付基金の繰入金を1億9千万円見込んでおりました。これが昨年度末、給付費の増加に対応するため、既に取り崩し済みということで、当初予算の作成時にはまだありましたので、基金繰り入れを予定していたのですが、昨年度の年度末の時点で取り崩したということで、基金繰入金が既に2億円弱足りなくなったということもありまして、県の方から今回8億円借りるような形になっております。

県の補助金をというご質問をいただきましたが、県の補助金・負担金等はすべて給付の実績とか事業の実績に伴っていただいているものなので、今回不足する財源への補助金というものには該当いたしません。

県の財政安定化基金の財源は、国が3分の1、県が3分の1、広域連合が3分の1負担している基金でございます。そちらを今回広域ができてから初めて取り崩すという形で対応させていただいております。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

藤本実議員。

●5番議員（藤本実）

はい、説明よく分かりました。いずれにしても、国庫補助金が見通し通り入らなかつたことについても、何か取りっぱぐれがあって何か穴が開いたということではなくて、それぞれ根拠があってこういう数字になり、たまたまその8億円という数字が似通っているけれども、それぞれ基準に基づいて補助金なり支出をしているということでした。この点了解しました。

●議長（木内吉英）

他にございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって「議案第4号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第5号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第8 議案第5号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第5号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億2千440万5千円と定めるものであります。

内容につきましては、渡邊事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

議案第5号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」をご説明させていただきます。「令和6年第1回定例会 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議案」23ページから25ページが予算書となっておりますが、議案ではなく、「資料2 山梨県後期高齢者医療広域連合令和6年度予算説明書」に内容の詳細を載せておりますので、こちらで説明させていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをご覧ください。

1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町村負担金」1節「事務費負担金」5億6千553万2千円は、構成27市町村から事務費共通経費としまして、5億6千400万円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として12市町村から153万2千円をそれぞれ負担金として計上するものであります。

2款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」1節「利子及び配当金」1千円は、財政調整基金の運用預金利子であります。

3款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」1節「財政調整基金繰入金」5千886万6千円は、国が進めている情報のクラウド化に併せ、標準システム導入に必要な機器更改費用等にかかる分を財政調整基金費から繰り入れるものであります。

4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」1節「繰越金」1千円は、令和5年度の決算における余剰分となります繰越金が未定のため、科目設定として計上しております。

5款「諸収入」1項「預金利子」1目「預金利子」1節「預金利子」4千円は、預金の運用利子となります。

2項「雑入」1目「雑入」1節「雑入」1千円は、雑入が未定のため科目設定として計上しております。

歳入合計は、6億2千440万5千円となります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。

1款「議会費」1項「議会費」1目「議会費」114万5千円は、広域連合議会に要する費用を計上しております。

内容といたしましては、議員27名の報酬及び費用弁償、定例会2回、臨時会1回の議会開催費用等でございます。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、1億8千538万3千円を計上しております。

9ページ右側の説明欄をご覧ください。1目「一般管理費」は、「01一般管理事務」から11ページの「05情報管理事務」の5つの事業に分けて記載しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

9ページにお戻りいただき、「01一般管理事務」事業は、広域連合の職員の給与負担金や施設使用料、内部情報システムなど総務事務全般に係る経費であります。1億4千754万7千円を計上しております。

主なものといたしましては、「3節 職員手当等」659万3千円は、派遣職員20名の通勤手当や時間外勤務手当などであります。

「10節 需用費」59万8千円は一般消耗品、業務に必要な定期刊行物や図書などであります。

「13節 使用料及び賃借料」94万3千円は、複合機レンタル料や紙折り機のリース料、会場使用料などあります。

「18節 負担金、補助及び交付金」1億3千905万円は、派遣職員20名分の給与等負担金などあります。

「02文書管理事務」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費であります。160万7千円を計上しております。

11ページをご覧ください。

主なものといたしましては、「11節 役務費」17万2千円は、郵送料などあります。

「12節 委託料」137万円は、条例等整備に関するシステム委託料であります。

「03財務管理事務」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費であります。1千527万円を計上しております。

主なものといたしましては、「11節 役務費」1千355万6千円は、指定金融機関における納付書窓口取り扱い手数料などであります。

「12節 委託料」22万円は、公会計システム保守委託料であります。

「18節 負担金、補助及び交付金」149万4千円は、市町村と共同利用しております財務会計システム負担金であります。

「04財産管理事務」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費であります。806万4千円を計上しております。

主なものといたしましては、「10節 需用費」138万円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。

「11節 役務費」52万円は、電話料や車両など各種保険料などであります。

「13節 使用料及び賃借料」606万5千円は、事務室使用料及び自治会館共益費、公用車2台のリース費用などあります。

「05情報管理事務」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費であります。1千289万5千円を計上しております。

主なものといたしましては、「12節 委託料」316万8千円は、内部情報系システム等運用保守業務委託料であります。

13節「使用料及び賃借料」972万7千円は、内部情報系システム機器更新リース料やL G W A N接続料金などあります。

続きまして、2款「総務費」1項「総務管理費」2目「公平委員会費」は、公平委員会の活動にかかる費用として、3万円を計上しております。

内容といたしましては、委員3名の報酬及び費用弁償であります。

12ページ、13ページをご覧ください。

2款「総務費」2項「選挙費」1目「選挙管理委員会費」は、選挙委員会の活動にかかる費用として、3万9千円計上しております。

内容といたしましては、委員4名の報酬及び費用弁償であります。

2款「総務費」3項「監査委員費」1目「監査委員費」は、監査委員2名の活動にかかる費用として、32万8千円計上しております。

内容といたしましては、委員2名による例月監査などにかかる報酬及び費用弁償であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」は、標準システムの環境構築にかかる費用や国保連合会への委託事務費、会計年度任用職員の給与など特別会計の業務必要な事務的経費を特別会計へ繰り出す費用として、4億3千647万8千円計上しております。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」は、財政調整基金の運用利子及び前年度決算剰余金の一部を同基金に積み立てる経費として、現状、まだ未確定のため、科目設定として、基金の運用預金利子に1千円、前年度剰余金1千円を見込んでおります。

5款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」は、予定外の支出や超過した支出に対応するための経費として、100万円を計上しております。

歳出合計は、6億2千440万5千円となります。

議案第5号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。
これより、議案第5号の質疑を行います。
質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手多数でございます。

よって「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

【日程第9 議案第6号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第9 議案第6号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第6号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ1千191億5千886万3千円と定めるものであります。

内容につきましては、金子業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

特別会計の当初予算について、ご説明させていただきます。

議案書の27ページをお開きください。

歳入・歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千191億5千886万3千円と定めるものです。

令和5年度と比べ、5.49パーセント、62億750万3千円の増加となっております。

特別会計は、主に医療の給付に関する収支であり、増額の主な内容は、被保険者数の増加と医療の高度化や高額化に伴う保険給付費等の増額を見込んだものとなって

おります。

詳細につきまして、別冊資料2 予算説明書により説明させていただきます。

19ページ以降が特別会計ですが、24・25ページから説明をいたします。

主に事項別明細書で説明をさせていただきますが、被保険者約14万人かつ予算規模では1千億円以上という状況であるため、すべての項目について詳しく説明する時間がないので、歳入につきましては、節において予算額が1億円を超える所を主に説明させていただきます。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。

1目・1節「保険料等負担金」115億5千917万5千円は、各市町村で収納した保険料相当額です。

2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」92億1千723万4千円は、療養給付費の12分の1にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。

3目・1節「保険基盤安定負担金」28億5千747万2千円は、保険料の均等割軽減の財源で、県が4分の3を負担し、市町村が4分の1を負担、併せて市町村から納付されるものです。

2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」276億5千170万4千円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の12分の3に相当する額になります。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」6億4千177万6千円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分の1を国が負担するものです。

2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」96億7千621万8千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね12分の1を交付されます。普通が93億9千659万2千円、特別が2億7千962万6千円と見込んでおります。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1節「健康診査事業補助金」は、健康診査補助基準額の3分の1以内で補助されるものです。

3節「特別高額医療費共同事業補助金」は、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、その200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対するものです。

4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」は、東日本大震災等で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金と保険料の減免額に対して、国から補助金が交付されるものです。

5目「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」は、電算処理システムの機器更改に係る経費に対する国からの補助金です。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金であります。1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」92億1千723万4千円は、療養給付費の12分の1にあたり、県が負担すべき定率負担分です。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」6億4千177万6千円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分

の1を国と同様に県が負担しているものです。

26・27ページをお開きください。

3項「県補助金」1目「後期高齢者医療保健事業補助金」1節「健康診査事業補助金」は、健康診査費用のうち国が定めた補助基準額の3分の1を国と同様に県から補助されるものです。

4款・1項「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費の10分の4相当にあたります。

1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」468億4千107万7千円は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するものです。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件400万円を超える高額なレセプトのうち200万円を超える部分について全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されるものです。

6款「財産収入」は、後期高齢者医療給付基金と保健事業等支援基金の運用利子となっております。

7款「繰入金」は、一般会計と基金の繰入金です。

1項・1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」4億3千647万7千円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出しております。

2項「基金繰入金」1目・1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」は、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営に資するため、基金から保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源を確保するものです。

2目・1節「保健事業等支援基金繰入金」は、被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業に要する費用の財源を確保するものです。

8款・1項・1目・1節「繰越金」は、令和5年度の繰越金です。

28・29ページをお願いいたします。

9款・1項・1目・1節「県財政安定化基金借入金」は、県の基金の貸付事業で、保険料が予定していた収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が増加したことによる生じる財源不足を補うために設置されております。

10款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」1億5千万円は、交通事故等の第三者行為に係る医療費についての加害者からの納付金です。

2目「返納金」は、所得の更正等で負担区分が変更になった方からの高額医療費などの医療給付費を返還していただくものです。

続きまして、30・31ページをお開きください。

歳出につきましてになります。こちらにつきましても、すべての項目について説明する時間がないので、節において予算額が1億円を超えるものについて主に説明の方させていただきます。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務的経費です。11節「役務費」は、1億242万円で、主なものとしたしましては、各種給付の支給決定通知や制度改正お知らせリーフレット等の郵送料、審査支払システムの手数料です。

12節「委託料」は、3億1千118万3千円となります。主なものとしたしましては、ページめくっていただきまして、33ページ、説明の方の08「標準システム

等電算事務の機器更改に伴う委託料」です。1億1千415万1千円、こちらと事業ナンバーの10番「国保連合会委託事務の資格確認等の事務委託料」1億3千789万円となっております。

32・33ページの方の下の方になります。

2款「保険給付費」です。保険給付費は、被保険者に対する医療給付費用等で、特別会計の98.96%をしめております。審査支払手数料以外は、18節の「負担金、補助及び交付金」となっています。

ページめくっていただきまして、34・35ページをお願いいたします。

1項「療養諸費」1目「療養給付費」1千73億9千100万円は、入院、外来、歯科等の給付費となっております。

2目「訪問看護療養費」は、9億500万円となっております。

36・37ページをお願いいたします。

3目「特別療養費」は、資格証の方からの請求による給付となるものです。

4目「移送費」は治療を受けるために、病院又は診療所に移送されたときの費用となります。

5目「審査支払手数料」3億2千390万円は、国保連合会に委託している審査支払に係る役務費です。1件79円で、410万件分となっております。

6目「療養費」9億5千700万円は、補装具、柔道整復等の給付費用です。

38・39ページをお願いいたします。

2項「高額療養諸費」は補助金となります。

1目「高額療養費」77億7千700万円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた者について給付するものです。

2目「高額介護合算療養費」は、医療保険と介護保険の自己負担分の合算が限度額を超えた額について給付するものです。

40・41ページをお願いいたします。

3項「その他医療給付費」は補助金で、1目「葬祭費」4億7千万円は、死亡した被保険者の葬祭を行う者に、1件5万円を給付するものです。

2目「傷病手当金」は、令和5年5月7日以前に新型コロナウイルスに感染し、仕事ができなかった被用者に対し給付するもので、2年間遡って申請が可能となっているため、予算措置するものです。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1件当たり400万円を超える著しく高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分について、全国の広域連合で負担しあうための拠出金となります。国の基準額による補助金が設置されております。事業と事務費の拠出となっております。

5款・1項「支払基金拠出金」1目「出産育児支援金」は、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援するために令和6年度から導入される制度です。令和6年・7年度は負担増を抑制するため、対象額の2分の1の費用分担となっており、各広域連合の被保険者数により按分することとなっております。

42・43ページをお願いします。

6款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」は、高齢者の医療の確保に関する法律に「後期高齢者医療広域連合においては、健康教育、健康相談、健康診査等、健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」(法第12

5条)と規定されており、国・県の補助金が措置されております。

1目「健康診査費」1億4千530万円は、市町村が実施する健康診査・歯科健康診査事業の補助金となります。

2目「その他健康保持増進費」2億4千413万4千円は、令和6年度から全市町村で実施となる高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に伴う市町村への委託料が主なものとなっております。

7款・1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療給付基金積立金」は、保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源確保のための積立です。

2目「保健事業等支援基金積立金」は、保健事業に要する費用等の財源確保のための積立となります。

44・45ページにまたがりませんが、8款「公債費」1項・1目「県財政安定化基金償還金」「22節 償還金、利子及び割引料」1億3千500万円は、令和5年度末に県の財政安定化基金償還金から借り入れる8億円を、令和6年度から6年間で償還するものです。6年度が1億3千500万円、7年度以降は年1億3千300万円を償還することになります。

2項「公債費」1目「利子」は、一時借入金に対する利子です。

9款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」は、「22節 償還金、利子及び割引料」となります。

1目「保険料還付金」は、過年度の保険料の市町村への還付金です。

2目「償還金」は、療養給付費等の精算に伴う返還金で国庫支出金分、県支出金分等が主なものです。

3目「還付加算金」は、市町村が保険料を還付する際に発生しました加算金を市町村に支出するものです。

10款「予備費」1項・1目は、不測の事態に対応するための予備的経費となっております。

以上が令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の詳細となります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第6号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

16番 山下利彦議員。

●16番議員（山下利彦）

ちょっと教えてもらいたいのですが、33ページの10番・11番なのですが、国保連合会委託事務、国保連合会と言うとレセプトの点検業務が主な業務だと思うのですが、これの委託事務として1億3千789万円、それから11番としてレセプト二次点検事務、これが2千万ありますけども、レセプト点検業務の流れとして、この10番、11番というのはどのような時系列でされているのか説明をお願いしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

山下保険事業担当リーダー。

○保険事業担当リーダー（山下慎介）

いただいた質問について説明させていただきます。

第10項の国保連合会委託事務につきましては、レセプトの点検なのですけれども、こちらは一ヶ月あたり、病院の方から翌月10日までに上がってきたレセプトについて一ヶ月あたりの審査をしております。

それに対しまして、レセプトの二次点検というのは、このレセプト一ヶ月あたりではなく前後何ヶ月か、時系列を追って、例えば1月診療分、2月診療分を比べて、二ヶ月連続して加算できないもの等を発見する事務になっております。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

16番 山下利彦議員。

●16番議員（山下利彦）

はい、ありがとうございます。このレセプト二次点検事務というのは、国保連合会の中で行う業務という理解でよろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

二次点検の方も国保連合会でやっていただいております、そちらの方へお支払いしております。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

山下議員。

●16番議員（山下利彦）

二次点検事務につきまして、これは多い少ないは関係なく、二次点検をするということを前提にこの金額を支払っていると、多い時には委託料は大目に払うとか、少ない時には少なめに払うとかいうそういうのではなくて、定額でこの金額を払うというような理解でよろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

二次点検、あと前のレセプト点検もですが、単価契約になっておまして、一件当たりいくらという形になっておりますので、医療費とかレセプトの件数が増えれば増える場合もありますし、減れば減るため、一応見込みという形での予算の組み立てとなっております。

●議長（木内吉英）

質疑は三回までなので、以上で終了します。

●16番議員（山下利彦）

ありがとうございました。

●議長（木内吉英）

ほかに質疑ございますか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

【条項、字句等の整理】

●議長（木内吉英）

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものにつきましては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

お諮りいたします。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（木内吉英）

異議なしと認めます。よって、本定例会におきまして議決されました各案件の整理につきましては、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長（木内吉英）

以上で閉会にあたりますが、一言申し上げたいと思います。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位並びに当局のご協力をいただきまして、全日程を無事終了することができました。

心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「令和6年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時46分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 木内吉英

署名議員 薬袋正

署名議員 高尾貫